



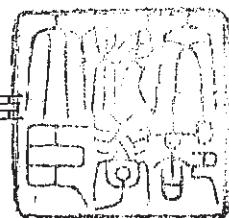
第1回原子力委員会

資料第1-1号

22受文科科第8252号
平成23年1月6日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発
センター（北地区）原子炉設置変更許可申請書（J M
T R（材料試験炉）原子炉施設の変更）について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）
第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長
鈴木 篤之から平成22年12月15日付け22原機（安）088をもって申
請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第
24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規
定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において
準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会
の意見を求めます。



(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、J M T R 原子炉施設について、使用の目的に教育訓練を追加するとともに目的の明確化を行うものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、使用の目的に教育訓練を追加するとともに目的の明確化を行うものであり、この変更を許可しても当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、使用の目的に教育訓練を追加するとともに目的の明確化を行うものであり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行を妨げるおそれはない。

したがって、この変更を許可しても我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、使用の目的に教育訓練を追加するとともに目的の明確化を行うものであり、施設・設備の変更はないことから、工事を伴わないため、資金を必要としない。

したがって、この変更は施設設置変更に係る経理的基礎に影響しないものと認められる。